

● 1 用語の定義

- (1) 貫通部とは、燃料ガスを供給する導管が防火対象物又はその部分の外壁を貫通する部分をいう。

☆

- (2) 燃焼機器とは、ガスを燃料とする機器（以下「燃焼機器」という。）及び当該機器が接続される末端のガス栓をいう。

- (3) 検知区域とは、一の検知器が有効にガス漏れを検知できる区域をいう。 ☆

◇平成 28 年 4 月 1 日一部削除

- (4) 警戒区域とは、ガス漏れの発生した区域を他の区域と区別して識別できる最小単位の区域をいう。 ☆

- (5) 軽ガスとは、空気に対する比重が 1 未満のものをいう。 ☆

- (6) 重ガスとは、空気に対する比重が 1 を超えるものをいう。 ☆

- (7) 温泉の採取のための設備とは、温泉法施行規則第 6 条の 3 第 3 項第 5 号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く）をいう。

なお、規則第 24 条の 2 の 2 第 3 項に規定するガス分離設備については、その名称にかかわらず、貯湯タンク等一定量のガスを分離しているものも含まれる。また、同項の「可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所」とは、温泉の採取のための設備が設けられた室が 2 面以上開放されている場合をいう。

● 2 検知器

- (1) 規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項イ及びロに規定する水平距離とは、次の例によること。

ア 燃焼機器は、当該バーナー部分の中心からの距離

イ ガス栓は、当該ガス栓の中心からの距離

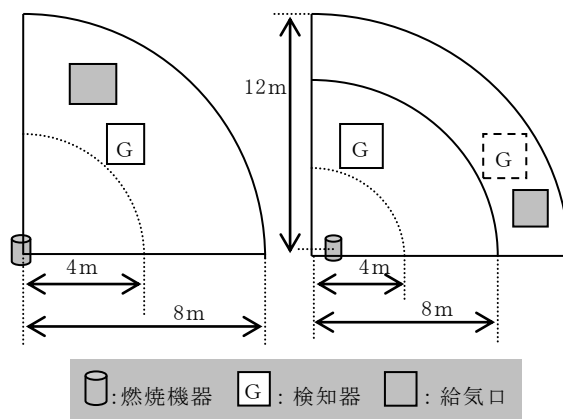
ウ 貫通部は、外壁の室内に面する当該ガス配管からの距離

- (2) 軽ガスの設置については、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項イの規定によるほか次によること。

ア 燃焼機器から水平距離 8m 以内の最も有効に検知でき、かつ、排ガスの影響の少ない位置に設けること。

イ 燃焼機器から水平距離が 4m を超え 8m 以内に給気口がある場合には、当該給気口の概ね 1.5m 以内の場所に検知器を設けること。

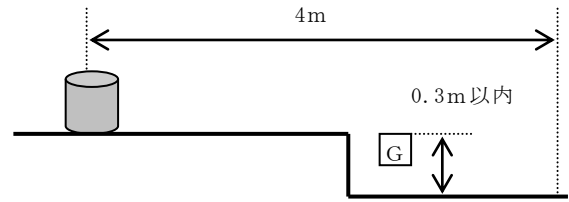
ウ 燃焼機器から水平距離 12m 以内（排ガスの影響を受けやすい水平距離 4m 以内にあるものを除く。）の天井面から 0.6m 以内の位置に給気口がある場合は、上記アの部分に設けるほか燃焼機器に最も近い当該給気口の概ね 1.5m 以内の場所にも設置するよう指導すること。



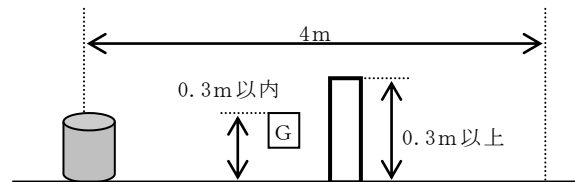
- (3) 重ガス

ア 床面に段差のある場合は、低い段側に設け

ること。 ☆



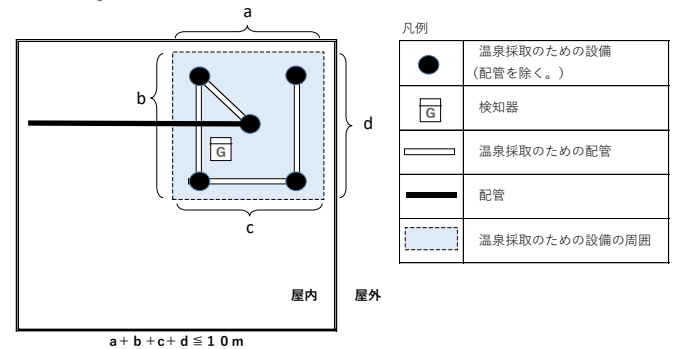
イ 床面から 0.3m 以上の高さの壁等がある場合は、燃焼機器又は貫通部側に設けること。 ☆



- (4) 温泉の採取のための設備に設ける検知器は、次によること。

ア 軽ガスに対する設置方法

(ア) 温泉の採取のための設備の周囲の長さ 10m につき 1 個以上、当該設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が 0.6m 以上突き出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より設備側）に設けること。



(イ) 温泉の採取のための設備が使用される室の天井面等の付近（天井面から 0.6m 未満の位置）に吸気口がある場合には、当該温泉の採取のための設備との間の天井面等が 0.6m 以上突き出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、温泉の採取のための設備に最も近いものの付近（吸気口から概ね 1.5m 以内の場所）に設けること。

(ウ) ガスの濃度を指示するための装置を防災センター等（常時人のいる場所）に設けること。

イ 重ガスに対する設置方法

(ア) 温泉の採取のための設備の周囲の長さ 10m につき 1 個以上、当該設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けること。

(イ) ガスの濃度を指示するための装置を防災センター等（常時人のいる場所）に設けること。

- (5) 検知器の設置を要しない場所

ア 腐食性ガスの発生する場所で、検知器の機能の保持が困難な場所

イ 空気吸入口が屋外に面している密閉式バーナー（BF 式及び FF 式）を有するガス燃焼機器（当該機器が接続されるガス栓を含む。）のある場所

（注）「BF」Balanced Flue（自然吸排気）

（注）「FF」Forced Draught Balanced Flue（強制吸排気）の略

ウ カートリッジ式ガスボンベによる燃焼機器のある場所

● 3 警報装置

規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 4 号の規定によるほか、次によること。

(1) 音声警報装置

音圧にあつては、任意の場所で 65dB 以上の音圧を確保し、他の騒音が発生することが事前に把握できる場所にあつては、その騒音より概ね 6dB 以上大きい音圧が確保できること。

(2) ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 一の警戒区域が 2 以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏又は床下の部分にあつては点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。

イ ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から 4.5 m 以下とすること。

ウ ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること